

福岡市排水設備分流化改造工事費助成要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、分流化区域及び分流化整備完了区域において、現に合流式の公共下水道に接続している排水設備を分流式の公共下水道に接続させるため、排水設備の改造をしようとする者に対し、予算の範囲内で必要な工事費を助成し、もって分流化を促進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「分流化区域」とは、福岡市下水道条例（昭和37年福岡市条例第44号。以下「条例」という。）第4条の2第1項に規定する分流化区域をいう。

この要綱において「分流化整備完了区域」とは、分流化区域以外で公共下水道の分流化整備が完了し、民地内の分流化が可能な区域であり、市長が別に定める。

（助成の対象となる工事）

第3条 助成の対象となる工事は、分流化に必要な排水設備工事（条例第4条の3第1項から第3項までの規定により行われる工事を除く。）及びこれに附帯する工事であって、市長が認めるもの（以下「改造工事」という。）とする。なお、助成制度については、公募により周知を図るものとする。

（助成の要件）

第4条 改造工事費の助成を受けることができる者は、改造工事をしようとする者であって、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- （1）分流化区域及び分流化整備完了区域内の建築物等（土地又は建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）をいう。以下同じ。）の所有者又は改造工事をすることについて当該所有者の承諾を受けた建築物等の使用者であること。
- （2）下水道受益者負担金、下水道使用料及び市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

（助成金額）

第5条 改造工事費の助成金額は、別に定める市の基準により審査し、市長が認定した工事費の全額とする。ただし、当該工事費の千円未満の端数については、助成金額から除く。

(助成金の交付申請)

第6条 改造工事費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改造工事に着手する前に、排水設備分流化改造助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うとき、申請者が複数となる場合は代表者1名を選出し、申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、その結果を排水設備分流化改造助成金交付決定・不決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。なお、宅内排水施設の接続先である公共雨水桝等の設置が新たに必要な場合は、当該施設設置完了後に交付決定するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、排水設備分流化改造助成金交付申請取下書（様式第3号）により、前条の規定による通知を受領した日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったこととみなす。

(申請内容の変更)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請内容に変更が生じた場合、申請者は、排水設備分流化改造助成金交付変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、当該変更申請の内容を審査し、その結果を排水設備分流化改造助成金交付変更通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(工事施工等)

第10条 第7条の規定により助成金交付の決定通知を受けた者は、決定の日から2ヶ月以内に福岡市排水設備指定工事店により改造工事を完了しなければならない。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

2 改造工事費の助成金交付の決定通知を受けた者は、前項の規定により当該工事を行い、工事完了後5日以内に排水設備分流化改造助成工事完了届（様

式第6号)を提出し、工事の完了検査を受けなければならない。

(助成金額の確定等)

第11条 市長は前条第2項の規定による書類の提出があったときは、当該工事内容を確認し、交付すべき助成金の額を確定したうえ、排水設備分流化改造助成金確定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第12条 前条の通知を受けた者は、請求書(福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則:様式第18号)により、助成金の交付を請求することができる。

(助成金交付の時期)

第13条 市長は、前条の請求が適正であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(維持管理の義務)

第14条 助成金の交付を受けた者は、当該排水設備を適切に維持管理しなければならない。また、公共下水道の維持管理上、排水設備の点検等が必要な場合は、公共下水道管理者に協力しなければならない。

2 市長から使用状況調査等の要求がある場合は、確認作業等に協力しなければならない。

(助成金交付決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、助成金の交付決定を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により改造工事費の助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を目的以外に使用したとき。

(3) 助成決定後、工事完成の見込みがないとき。

(4) その他市長が特別の事情によって取消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(規定外の事項)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)の例により処理するものとする。

(委 任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、道路下水道局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期 間)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期 間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期 間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(様式第 1 号)

受付番号		受 付	年 月 日	決 定	年 月 日
排水設備分流化改造助成金交付申請書					
年 月 日					
(あて先) 福岡市長					
住 所 _____					
申請者 氏 名 _____					
(代表者)					
電 話 () _____					
福岡市排水設備分流化改造工事費助成要綱を遵守し、関係書類を添付のうえ申請します。なお、現在、増改築や建替等の予定はありません。					
助成申請額	円				
設 置 場 所	福岡市 区				
施工工事店					
備 考	添付書類 1. 付近見取図 2. 設計内訳書 3. 平面図、縦断面図 4. 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 5. 排水設備新設等計画確認申請書 6. 建築物等の所有者の承諾書 (※建築物等の使用者が申請者の場合) 7. その他必要な書類				
添付書類 4. 「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」(市税の納付状況)について 下記事項に同意頂ければ、担当職員が申請者の市税の課税状況及び納付状況をお調べすることが可能です。 私は、本助成制度の「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に「福岡市排水設備分流化改造助成金交付申請書」が開示され、私の市税の課税状況及び納付状況の照会が行われることについて ☐ 同意します (「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」は不要となります。納付状況の確認には 1 週間程度を要しますので、交付決定が 1 週間ほど長くなります。) ☐ 同意しません (「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」を提出してください。)					

※宅内排水施設の接続先である公共雨水桝等の設置が新たに必要な場合は、当該施設設置完了後の交付決定となります。雨水桝設置は助成担当課が行いますので、設置時期等について協議を行ってください。

第 号
年 月 日

排水設備分流化改造助成金交付決定・不決定通知書

様

福岡市長

印

年 月 日付で申請のあった排水設備分流化改造工事費の助成については、審査の結果

☐ 次のとおり助成を決定しましたので通知します。

☐ 次の理由により助成できないので通知します。

1. 助成決定の内容

助成予定番号	
助成予定金額	円 (なお、助成金は改造工事完了後、完了検査を行い、金額を確定して交付します。)
助成の条件	①福岡市排水設備分流化改造工事費助成要綱を厳守すること。 ②工事は申請の設計書及び設計図面のとおりに施工すること。 ③申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ること。 ④完了検査を受け、不適格な部分がある場合は、検査員の指示にしたがい改良すること。 ⑤次の各号に違反した場合は、助成を取消し、又は助成金を返還させることがある。 (1) 不正な方法又は手段により助成を受けたとき。 (2) 助成金を目的以外に使用したとき。 (3) 助成決定後、工事完成の見込がないとき。 (4) その他市長が特別な事情によって取消しの必要があると認めたとき。

2. 助成できない理由

※一部認容及び不決定の場合は下記文言を追加

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して異議の申立てを行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議の申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(様式第3号)

排水設備分流化改造助成金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

申請者 氏 名
(代表者)

電 話 ()

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった排水設備
分流化改造工事費の助成については、下記の理由により実施しないので助成金交付
の取下を申請します。

交付決定通知書 の受領年月日	年 月 日
助成予定番号	
助成予定金額	円
取下理由	

(様式第 4 号)

受付番号		受 付	年	月	日	決 定	年	月	日
排水設備分流化改造助成金交付変更申請書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 住 所 申請者 氏 名 (代表者) 電 話 () 年 月 日付けで申請した内容について、変更が生じたので申請 します。									
変更助成申請額		円							
設 置 場 所		福岡市 区							
施工工事店									
備 考		添付書類 1. 変更理由書 2. 設計内訳書 3. 平面図、縦断面図 4. 排水設備新設等計画確認申請書 (※重要な変更の場合) 5. 建築物等の所有者の承諾書 (※建築物等の使用者が申請者の場合) 6. その他必要な書類							

第 号
年 月 日

排水設備分流化改造助成金交付変更通知書

様

福岡市長

印

年 月 日付で申請のあった排水設備分流化改造助成金変更申請については、審査の結果、次のとおり助成金額を変更しましたので通知します。

1. 変更の内容

助成予定番号	
変更助成 予定金額	円 (なお、助成金は改造工事完了後、完了検査を行い、金額を確定して交付します。)
助成の条件	①福岡市排水設備分流化改造工事費助成要綱を厳守すること。 ②工事は申請の設計書及び設計図面のとおりに施工すること。 ③申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ること。 ④完了検査を受け、不適格な部分がある場合は、検査員の指示にしたがい改良すること。 ⑤次の各号に違反した場合は、助成を取消し、又は助成金を返還させることがある。 (1) 不正な方法又は手段により助成を受けたとき。 (2) 助成金を目的以外に使用したとき。 (3) 助成決定後、工事完成の見込がないとき。 (4) その他市長が特別な事情によって取消しの必要があると認めたとき。

2. 助成できない理由

※一部認容及び変更を認めない場合は下記文言を追加

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して異議の申立てを行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議の申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(様式第 6 号)

受付	年	月	日	検査の結果、申請書のとおり完了しているので、 助成金を交付してよろしいか。									
検査	年	月	日										
決裁	年	月	日										
				検査員								印	
助成金額				局		部		課		係		係	
円				長		長		長		長		員	
排水設備分流化改造助成工事完了届													
年 月 日													
(あて先) 福岡市長													
住 所													
申請者 (代表者) 氏 名													
電 話 ()													
決 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号											
設 置 場 所		福岡市 区											
工 事 期 間		着工 年 月 日						完了 年 月 日					
施 工 工 事 店													
備 考		添付書類 1. 工事記録写真 2. その他必要な書類											

第 号
年 月 日

排水設備分流化改造助成金確定通知書

様

福岡市長



年 月 日付をもって交付決定した排水設備分流化改造工事費の
助成については、下記のとおり金額を確定したので通知します。
助成金の交付については、請求書（福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則
：様式第 1 8 号）により請求してください。

記

助成予定番号	
助成確定金額	円
設 置 場 所	福岡市 区
備 考	